

西条市版 S I B
西条市商業地域等活性化事業
【公募要領】

[受付期間]

平成31年4月15日(月)～5月15日(水)

[お問い合わせ先]

- ・西条市版 S I B 事業について
西条市市民生活部地域振興課 地域振興係
- ・西条市商業地域等活性化事業について
西条市産業経済部産業振興課 産業政策係
(〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地)

平成31年4月
西条市

1. 西条市版SIBとは？

「西条市版SIB」とは、事業に賛同する個人や企業からの出資金を事業資金として民間事業者が事業を実施し、事業開始前に決めておいた成果目標を達成した場合、市は交付金を中間支援組織に交付し、それを原資として出資者に出資金元本と利息を分配する仕組みです。

1) 効果・特徴

当事業の効果・特徴は下記の3点です。(必ずしも効果を保証するものではありません)

- ・事業を応援してくれる方から直接資金を集めることができる
- ・市及び関係機関の広報媒体(インターネット等)を活用した情報発信により、広く多くの人に事業の重要性・内容について知ってもらうことができる
- ・事業に関わる人を増やすことができる(資金以外の支援等)

2) どんな方に向いているか

下記のような取り組み・団体の方におすすめです。

- ・事業資金を集めたい方
- ・もっと多くの方に事業のことや取り組んでいる課題について知ってもらいたい方
- ・資金面以外でも事業に関わる人や応援してくれる人を増やしたい方

事業資金の出資募集は第二種金融商品取引業者であるプラスソーシャルインベストメント(株)が行いますが、当事者である事業者が声を上げ、動いていただくことが大切です。本機会を効果的なものにするために、採択された場合は以下の実施をお願いいたします。

1. 当事業に関する積極的なPR活動(事業説明)・情報発信(facebook、ブログ等)
2. メールや電話による市や中間支援組織との連絡・情報交換
3. 市主催のSIB関係の説明会等への参加もしくは情報提供

また、事業終了後においても、当SIB事業の普及啓発に努められるようお願いいたします。

2. 商業地域等活性化事業の目的

商業地域等において、新たな魅力の創出や商業機能の強化、店舗での直接販売等来客者向け商業サービス等を行うことにより、その地域等の賑わいの創出、活性化を図ります。

3. 事業対象者

主に西条市内で事業に取り組む中小企業者、商店街団体等、創業者、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人その他これらに準ずる活動を行う団体等を事業対象者とします。

事業対象者の定義は以下のとおりです。

- ・ 中小企業者
中小企業基本法に規定する中小企業者又はこれらの者が組織する団体

- ・ 商店街団体等 次のいずれかに該当するもの
 - ア 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合
 - ウ 商店街の活性化を目的として構成された小売業者等を中心とした団体（概ね5者以上で構成）で市長が認める者
 - エ 商工会議所法に基づく商工会議所
 - オ 商工会法に基づく商工会

- ・ 創業者
事業を営んでいない個人であって、申請年度内に事業を開始する具体的な計画を有するもの

- ・ NPO法人
特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

- ・ 一般社団法人
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人

- ・ 一般財団法人
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般財団法人

- ・ 公益社団法人
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人

- ・ 公益財団法人
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益財団法人

4. 対象とする事業実施地域

対象とする事業の実施区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域に指定された地域とします。

5. 対象事業

対象とする事業は、商業地域・近隣商業地域の新たな魅力の創出や商業機能の強化等を目的として実施する事業で、店舗での直接販売等、来客者向け商業サービス機能を有する事業とします。

6. 対象経費

対象となる経費は、事業を行うのに必要な人件費、改修費（工事請負費、修繕料）、物件費（燃料費、光熱水費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、備品購入費、

使用料、賃借料及び消耗品費) その他必要な経費で市長が承認したものとします。

7. 事業支援金の額

事業支援金の額は、50万円を上限とします。

8. 申請手続き等の概要

西条市ソーシャルインパクトボンド事業提案書(様式第1号)に次の書類を添えて提出してください。

《法人の場合》

定款

登記簿謄本コピー

市税納税証明書(本市に店舗等を有しない場合は課税市区町村の納税証明書)

過去3期分の税務申告書コピー(決算書・内訳書も含む)

事業実施の概要がわかる資料

その他市長が必要と認める資料

《個人の場合》

履歴書

住民票

市税納税証明書(本市に住所を有しない場合は住所地の自治体が発行する証明書)

過去3期分の税務申告書コピー(決算書・内訳書も含む)

事業実施の概要がわかる資料

その他市長が必要と認める資料

【1次審査通過後、提出いただくもの】

・ 預金を確認できる通帳のコピー(直近決算日時点、直近の月末時点の2点)

・ 返済予定表(※借入がある場合)

・ 直近月の試算表

(※税務申告書を提出されている場合は必須ではありませんが、設立初年度で決算書がない場合等をご提出ください。)

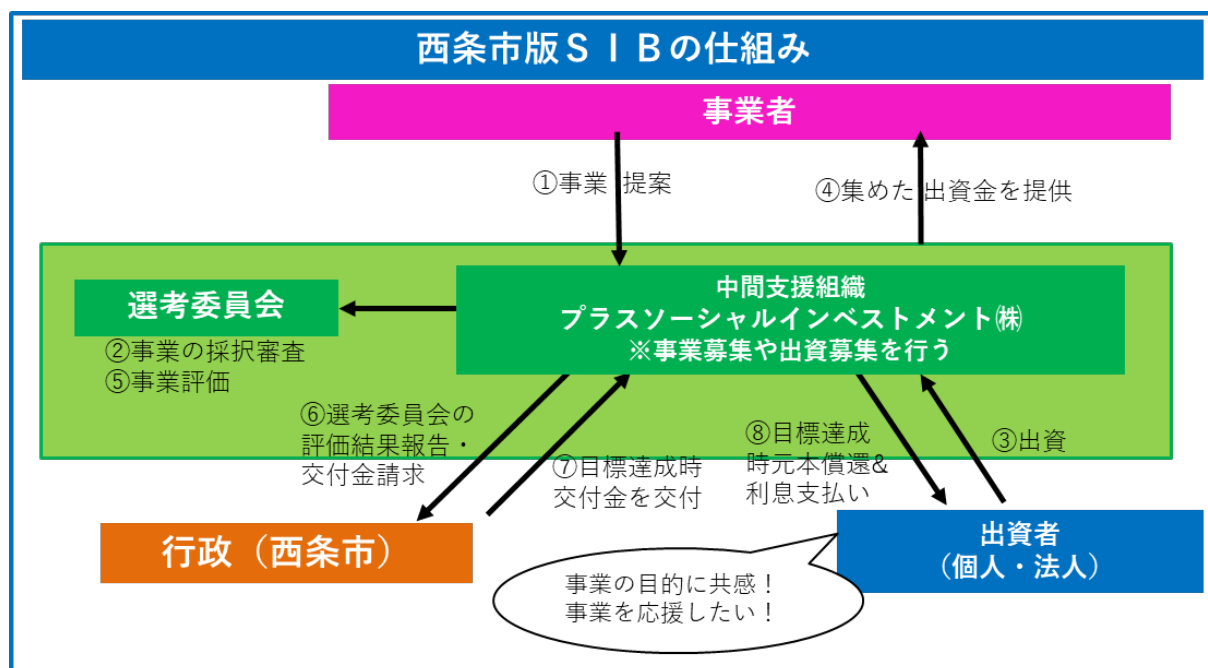
9. 申請期間

平成31年4月15日(月)～平成31年5月15日(水)

10. 事業の流れ

- (1) 事業者は事業提案書類を提出し応募します。
- (2) 【一次審査】有識者で構成される選考会により、事業提案書類が審査されます。
- (3) 【二次審査】一次審査通過者については、有識者で構成される選考会で、事業者は事業内容のプレゼンテーションを行い、その内容が審査されます。あわせて、選考会参加者による協議により、事業終了時の到達目標を設定します。
- (4) 採択結果(及び採択の場合は事業支援金額)が書面により通知され、採択された場合は事業を実施していただきます。

- (5) 採択事業を実施するにあたり必要な資金（事業支援金）を市民等からの出資により集めます。（出資募集にあたっては、出資希望者向け説明会において、事業者も採択事業の内容説明を行う必要があります。）
- (6) 出資により集めた事業支援金を事業者に提供します。
- (7) 出資者や関係者が採択事業の進捗状況を確認するため見学を希望する場合、現地見学会を開催することがありますので、業務に支障のない範囲で対応していただきます。
- (8) 採択事業は平成 32 年 2 月 14 日までに終了し、平成 32 年 2 月 28 日までに実績報告書を提出していただきます。
- (9) 有識者で構成される審査会で、採択事業者は事業の実施状況の説明を行い、採択事業の到達目標の達成度について判定されます。
- (10) 到達目標を達成していると認められた場合、西条市は中間支援組織に交付金を交付します。
- (11) 到達目標を達成していると認められた場合、出資者に元本償還され、利子が支払われます。



11. 選考について

応募事業者から提出いただく事業提案書（様式第 1 号）の内容が本公募要領に合致しているかを確認したうえで、中間支援組織が設置する、有識者で構成される「選考会」において応募事業者はプレゼンテーション形式・質疑応答による選考（参加必須）を行い、結果を文書で通知します。（今年度の選考委員会は 2019 年 5 月 22 日です。）

選考では、事業提案書と添付書類を確認したうえで、以下の選考基準をもとに、選考委員の合議により、採択の可否と成果目標を決定します。

【成果目標】

事業終了時の到達目標です。提案事業ごとに、事業の成果を「見える化」することを目的として設定するものです。

事業資金を集めるための出資をいただくためには、この成果目標によりいかに市民の方の共感を呼べるかという視点も重要です。

まずは、各事業提案書に「今年度の事業終了時の到達目標」として各事業者が考えた目標を記載いただき、選考委員会において選考委員との協議を経て、事業開始前に決定します。

【選考基準】

審査項目	審査基準	評 価				
		A	B	C	D	E
1 公 益 性	広く市民にサービス又は参加の機会が提供されているか。	10	8	6	4	2
2 実現可能性	実現可能な事業内容、収支予算及び実施体制となっているか。	10	8	6	4	2
3 事業効果	募集事業の政策目標の実現につながる効果が見込まれるか。 ★商業地域等活性化事業：商業地域等の賑わいの創出、活性化を図ること	10	8	6	4	2
4 発 展 性	一過性の事業効果ではなく、地域への持続した効果や波及効果が見込まれるか。	10	8	6	4	2
5 共 感 性	広く市民や企業等からの共感を集め、目標額の出資が見込めるか。	10	8	6	4	2

※採点結果（平均点）が50点満点中30点未満の場合は、不採択とする。

※評価点：A非常に優れている、B優れている、C普通、D劣っている、E非常に劣っている

お問い合わせ先

・西条市版SIB事業について

西条市市民生活部地域振興課 地域振興係
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地（西条市役所本館3階）
TEL (0897) 52-1346 FAX (0897) 52-1230
E-mail chiikishinko@saijo-city.jp

・西条市商業地域等活性化事業について【書類提出先も以下窓口】

西条市産業経済部産業振興課 産業政策係
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地（西条市役所新館2階）
TEL (0897) 52-1490 FAX (0897) 52-1386
E-mail sangyoshinko@saijo-city.jp